

予備自衛官等 福祉支援制度のご案内



予備自衛官・即応予備自衛官または予備自衛官補は、住む所、勤め先こそ違え、その志はひとつです。

予備自衛官等福祉支援制度は、一人一人の互いの結びつきをより強い「きずな」に育てるための、また、同胞の「喜び」や「悲しみ」を互いに分かちあう、予備自衛官・即応予備自衛官または予備自衛官補のための制度です。

予備自衛官 即応予備自衛官の皆様へ 予備自衛官補

予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補の皆様には、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、それぞれの職場等において、中心的役割を果たされつつ、厳しい環境を克服して積極的に招集訓練に参加されていることに対し、心から敬意を表しますとともに厚く御礼申し上げます。

この度は、皆様に「予備自衛官等福祉支援制度」へのご加入をお奨めいたしたく紙面をお借りしました。

本制度は、予備自衛官の皆様からの「予備自衛官同士が手を取り合い、相互に助け合うような制度はできないか。」という声や要望に応えるべく陸上幕僚監部において検討を重ねた結果、隊友会において創設して頂いた制度です。本来ならば、予備自衛官による団体が制度を運営すべきところですが、そのような組織が未成熟なため、予備自衛官の会員を多数擁する隊友会に事業の具体化及び制度の運営をお願いすることで、平成元年12月1日に制度を創設し、その後、即応予備自衛官制度及び予備自衛官補制度の発足に伴い、対象範囲を拡大し今日に至っております。

このように本制度は、隊友会に運営して頂いておりますが、その創設経緯及び趣旨から明らかなように、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補の皆様のための相互扶助制度です。

陸幕としては、本制度が健全に発展し、皆様の福祉支援という目的を十分達成するとともに、連帯感や団結の強化に寄与できるよう積極的に支援していく考えです。

本制度の内容はご案内の通りですが、制度内容の充実、改善を図るためには、多くの方にご加入頂き、互助の輪を広げていくことが必要と考えております。

予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補の皆様には、本制度の趣旨、内容をご理解の上、是非ご加入頂きたく、お奨め申し上げる次第です。

末筆ながら、皆様には時節柄、ご健康に留意され、益々ご発展されますことを祈念申し上げます。

令和4年4月

陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課
予備自衛官室長

予備自衛官等福祉支援制度とは

予備自衛官等福祉支援制度とは

- 1 この制度は、予備自衛官・即応予備自衛官または予備自衛官補本人、配偶者、子供及び父母が亡くなられたときに**死亡弔慰金**、本人の結婚や子供が誕生したときに**祝金**、そして傷病により入院（連続30日以上）したときに**入院見舞金**が支給されます。
- 2 この制度は、招集訓練時の不慮の事故（死亡・後遺障害・入院・通院）の場合は**災害補償**が適用されます。
- 3 3年以上加入し、脱退した場合には、加入期間に応じ「**相互扶助功労金**」が給付されます。



●運営のしくみ

加入者一人一人から納付された「会費」で、次頁の内容の給付をおこないます。
安い会費で運営することが可能であり、多くの加入者があれば給付内容の充実を図ることが可能です。
会費は予備自衛官等福祉支援制度資金として積み立て、給付金等の支払いにあてます。



●加入資格について

予備自衛官・即応予備自衛官または予備自衛官補である者。ただし、加入した後、予備自衛官・即応予備自衛官または予備自衛官補を退職した後も、**満64歳に達した日後の8月31日まで継続することができます。**



●加入手続きについて

福祉支援制度専用加入申込書に、所定事項を記入、捺印の上提出してください。
記入については、最終頁の記入例を参照してください。
※加入後は、加入者証、運営規定、連絡書（ハガキ）を送付いたします。

●会費について

予備自衛官・予備自衛官補 …… 毎月 950 円（3ヵ月分をまとめて3ヵ月毎に指定の口座より自動引き落としになります）
即応予備自衛官 ……………… 毎月1,000 円（3ヵ月分をまとめて3ヵ月毎に指定の口座より自動引き落としになります）
予備自衛官等を退職した時、制度脱退の連絡がないと、会費は引き続き引き落としになりますのでご注意ください。
（連絡先：隊友会事務局又は各地方協力本部及び所属部隊）

●加入取扱日について

加入取扱日は、毎年**3月1日、6月1日、9月1日**及び**12月1日**の年4回となります。
10月21日以後～1月20日までの加入希望者は、3月1日加入取扱いといたします。
1月21日以後～4月20日までの加入希望者は、6月1日加入取扱いといたします。
4月21日以後～7月20日までの加入希望者は、9月1日加入取扱いといたします。
7月21日以後～10月20日までの加入希望者は、12月1日加入取扱いといたします。

予備自衛官等福祉支援制度について

●給付の種類と内容

給付の種類	金額	備考
会員本人の死亡	150万円	受取人順位(1)配偶者(2)子供(3)父母(4)兄弟姉妹
配偶者の死亡	15万円	
子供の死亡	3万円	
父母の死亡	3万円	養父母含む
結婚祝金	2万円	初婚再婚を問わないが1回に限る
出産祝金	2万円	本人又は配偶者の出産
入院見舞金	2万円	傷病により連続して30日以上入院したとき
長期入院見舞金	2万円	以後1年経過ごと請求により支払う

●招集訓練出頭中における災害補償

福祉支援制度に加入した場合、毎年の招集訓練出頭中(出頭、帰宅における移動時も含む)に発生した傷害事故は、公的保障とは別に下表の補償を行います。

死亡した場合		1,000万円
後遺障害の場合	(程度により)	30万円~1,000万円
入院した場合	1日につき	3,000円
通院した場合	1日につき	2,000円
手術した場合 (受傷後180日以内)	入院中の手術 10倍	30,000円
	入院中以外の手術 5倍	15,000円

※招集訓練出頭中の傷害事故は、加入申込書を受理した日から有効とします。

※入院及び通院の日数は制限がありません(入院は180日、通院は90日が限度)。

※招集訓練時死亡した場合、上記会員本人の死亡(150万円)は支給されません。

※引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社。

●相互扶助功労金

3年以上福祉支援制度に加入された方が脱退した場合に下表に定める基準により相互扶助功労金の給付を行います。

会員期間	給付金額	会員期間	給付金額
3年以上 4年未満	6,000円	12年以上 13年未満	24,000円
4年以上 5年未満	8,000円	13年以上 14年未満	26,000円
5年以上 6年未満	10,000円	14年以上 15年未満	28,000円
6年以上 7年未満	12,000円	15年以上 16年未満	30,000円
7年以上 8年未満	14,000円	16年以上 17年未満	32,000円
8年以上 9年未満	16,000円	17年以上 18年未満	34,000円
9年以上 10年未満	18,000円	18年以上 19年未満	36,000円
10年以上 11年未満	20,000円	19年以上 20年未満	38,000円
11年以上 12年未満	22,000円	20年以上	40,000円

招集訓練出頭中における補償の事例

事例 1

事故発生場所→訓練場

事故状況

野外訓練中、ジャンプ、着地した際右斜め後方に態勢を崩したため、右足首を捻った。



受傷の部位 足
 受傷の状況 アキレス腱切断
 入院日数 11日
 通院日数 25日
 手術代(10倍) 30,000円
 支払保険金 113,000円

事例 2

事故発生場所→駐屯地内

事故状況

朝食を受領するため行動中、1階洗面所中央付近で右足を滑らせ転倒し、右膝内側を床面で強打し、右膝を受傷した。



受傷の部位 足
 受傷の状況 切断・複雑骨折・脱臼骨折
 入院日数 88日
 通院日数 21日
 支払保険金 306,000円

事例 3

事故発生場所→駐屯地内

事故状況

駐屯地食堂前において、大型トラックから下車する際、右後方に反転しながら転倒し、右腕を強打した。



受傷の部位 手
 受傷の状況 右とう骨遠位端骨折・右とう骨頭骨折
 通院日数 63日
 支払保険金 126,000円

1年間における平均的な給付金支払実績

(単位：千円)

	弔慰金				お祝金		入院 見舞金 (20)	相互扶助 功労金 (28)	招集訓練中の 障害補償 (傷害による)	合計
	本人 (1,500)	配偶者 (150)	子供 (30)	父母 (30)	結婚 (20)	出産 (30)				
件数	5	2	1	35	10	15	5	140	2	215
金額	7,500	300	30	1,050	200	300	100	4,000	200	13,680

福祉支援制度の加入に際して

加入方法と会費徴収に ついての取扱い

1. 手続書(加入申込書)を事務局宛に提出してください。
2. 会費は、予備自衛官または予備自衛官補(月額950円)。即応予備自衛官(月額1,000円)です。
3. 会費は、3ヵ月毎にご指定の口座から3ヵ月分をまとめて引き落としさせていただきます。
(口座引落し日は11・2・5・8の各月「22日」の年4回です。「22日」が休日・祝日の場合、翌営業日となります。)
4. 指定の振替日に会費が引落しできない時は、次回の引落し日に再度行います。2回連続して会費が引落しできない時は、自動的に脱退扱いとなります。
5. 預金口座に対する振替請求は、事務局が委託した「日本共同システム(略称NKS)」が行います。
6. 会費の納付は、口座引落しによる事とし、その他の方法による納付は一切お取り扱いできません。

ご留意 いただく事項

1. 本制度加入者に対し「加入者証」を発行します。
2. 脱退を希望するときは、脱退届を提出してください。その際、既納入会費は返却しませんが、会費納入分の期間を保障し、その後脱退となります(電話・ハガキ等での連絡可)。
3. 事務局へ届け出た住所、氏名、会費支払の銀行口座等に変更が生じた場合は、連絡書(加入後送付)等によりご通知ください。(電話でも可・変更用紙を送付します)
4. 給付の開始は、会費納入のあった翌月1日からとなります。
5. 給付金の請求は、事務局へ申し出てください(申し出後、請求書類をご送付します。)
6. 次の場合、加入者の資格を喪失します。
 - (1)死亡したとき
 - (2)会費を納入しないとき(2回連続して会費が徴収できないとき)
 - (3)本制度に違背し、又は、加入者として不適切と認められたとき
7. 予備自衛官等を退職されても、制度脱退の連絡(事務局又は地本)がなければ、本部扱いとなり加入が継続されます。

給付金支払の 対象となるもの

1. 本制度の加入者となった後に発生した原因によるものであること。
加入する前から入院していた場合、または加入日前に婚姻届がされていた場合等は、給付金支払の対象にはなりません。
2. 会費が継続して払込まれていること。
給付金の請求があっても、口座からの引落しが不能のため該当月の会費が未入金である場合は、次回の払込みが確認できるまでお支払いを保留します。なお、次回引落しも不能のときは、自動脱退となり請求の権利は消滅します。

個人情報の 取扱いについて

当該制度の運営にあたっては、事務局は加入者の個人情報〔氏名、性別、生年月日、金融機関等〕(以下、「個人情報」といいます。)を取扱い、事務局が会費引き落とし業務を委託する会社(以下、「委託会社」といいます。)へ提供いたします。事務局は、当該制度の運営において入手する個人情報を、当該制度の事務手続きのため使用します。委託会社は受領した個人情報を、会費引き落とし業務のため使用します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き事務局及び委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

委託会社は今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託会社に提供されます。

会費の支払い(口座振替)に利用できる金融機関

銀行等	都市銀行 全行の本店および支店 地方銀行 全行の本店および支店 第二地方銀行 全行の本店および支店 信託銀行 4行(三菱UFJ・みずほ・中央三井・住友) 外国銀行 1行(シティバンク)
金庫	信用金庫 全信用金庫の本店および支店 労働金庫 全労働金庫の本店および支店 商工中金 全商工中金の本店および支店
信用組合	全国99組合(事務局にお問い合わせください。)
ゆうちょ銀行	全国の支店および出張所(店)
農業協同組合	農業協同組合の本所および支所(※一部ご利用できない農協は下欄に記載してあります。)

取扱いできない金融機関	<table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">銀行</td> <td>新生銀行・あおぞら銀行・日本振興銀行・新銀行東京・ジャパンネット銀行 セブン銀行・ソニー銀行・イーバンク銀行・イオン銀行・住信SBIネット銀行</td> </tr> <tr> <td>金庫</td> <td>農林中央金庫</td> </tr> <tr> <td>組合</td> <td>漁業協同組合</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合</td> <td>北海道(千歳市開拓・足寄町開拓) ・岩手県(観武ヶ原開拓・岩手青果販売) 長野県(川上物産・下伊那園芸)</td> </tr> </table>	銀行	新生銀行・あおぞら銀行・日本振興銀行・新銀行東京・ジャパンネット銀行 セブン銀行・ソニー銀行・イーバンク銀行・イオン銀行・住信SBIネット銀行	金庫	農林中央金庫	組合	漁業協同組合	農業協同組合	北海道(千歳市開拓・足寄町開拓) ・岩手県(観武ヶ原開拓・岩手青果販売) 長野県(川上物産・下伊那園芸)
銀行	新生銀行・あおぞら銀行・日本振興銀行・新銀行東京・ジャパンネット銀行 セブン銀行・ソニー銀行・イーバンク銀行・イオン銀行・住信SBIネット銀行								
金庫	農林中央金庫								
組合	漁業協同組合								
農業協同組合	北海道(千歳市開拓・足寄町開拓) ・岩手県(観武ヶ原開拓・岩手青果販売) 長野県(川上物産・下伊那園芸)								

加入手続きが完了すると…

- 本人控(3枚目)のみ切り離し提出してください。
- 加入取扱日から給付が開始されます。
- 会費は加入取扱月の前月の11・2・5・8の各月「22日」に指定の預金口座から自動振替となります。「22日」が土・日・祭の場合は翌日が自動振替日となります。(振替不能とならないようお願い致します。)



